

一般国道１６８号法面对策工事に係る住民監査請求の結果について

１ 請求事案の概要

（１）請求書の提出日 令和４年１０月２１日

（２）請求の趣旨

県五條土木事務所が発注した一般国道１６８号法面对策工事は、地方自治法施行令１６７条の２第１項２号、５号を潜脱することによる違法な支出である。（工事の必要性が不明確であり違法な支出とする主張）

関係者に損害賠償を請求するなどの必要な措置を講じるよう求める。

２ 監査の結果

（１）監査結果の通知日 令和４年１２月１５日

（２）監査結果

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

（３）棄却理由の概要

- ・ 五條土木事務所が地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号、同５号を適用し受注者と随意契約したことには合理的な理由があると認められる。
- ・ 本件工事箇所は、県に所有権が移転しており、民間所有の土地について、県が工事を実施する必要はない旨の請求人の主張には理由がない。
- ・ 本件工事の事業費は県有地施工範囲についてのみ積算したものである。
- ・ 本件工事は適正に完了し、効果があったと認められた。
- ・ 本件工事には公益性、必要性が存在していたと判断できる。